

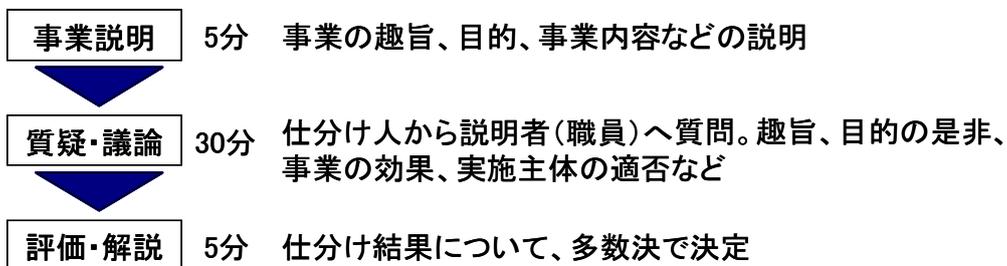
外部評価（事業仕分け）対応方針

1. 外部評価（事業仕分け）の目的

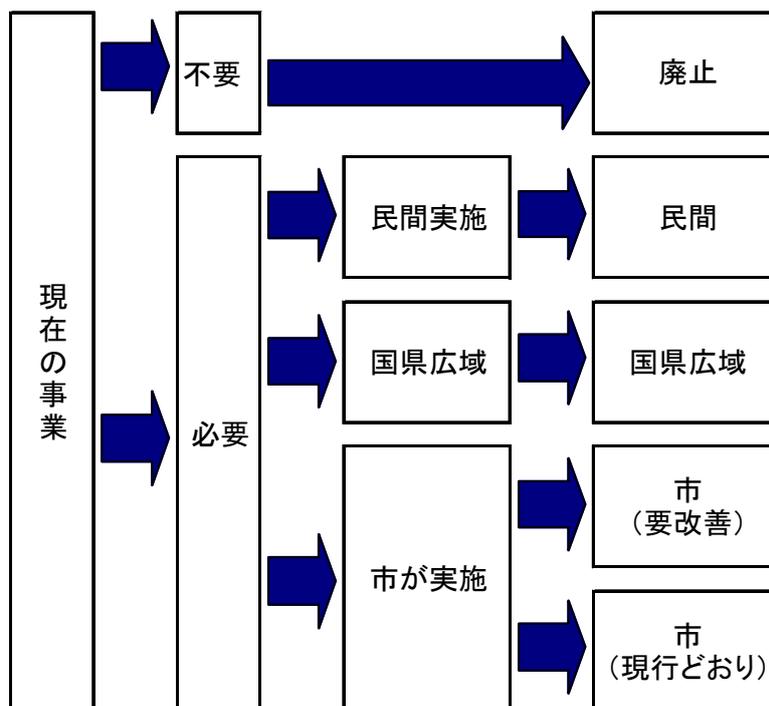
本市の実施している事業について、そもそも必要な事業であるのか、市が実施主体となることが適当であるのか、実施方法が効果的、効率的であるのか等の視点から、外部の視点で公開の場での議論を通じて、内部の視点では気づかなかった改善点の指摘や提案を受けることを目的として実施する。

2. 外部評価（事業仕分け）作業

外部評価（事業仕分け）作業は、仕分け人 5 名、市民判定人 15 名の 1 班 20 名体制により、コーディネーターを中心に 1 事業 40 分で判定を行った。



3. 外部評価（事業仕分け）評価基準



4. 市民サービス協働化提案制度について

今回の外部評価（事業仕分け）においては、市民サービス協働化提案制度により選定された市民活動団体が受託者となっている事業が多数含まれていた。この制度は、市が直営で行っている事業について、市民活動団体等がその専門性をいかしてよりきめ細かく、充実した事業を行い、市民サービスと満足度の向上を図っていくとともに、市民活動団体等が行うことにより、地域での広がりがうまれるなど、協働の推進を第一義の目的とした制度である。

外部評価（事業仕分け）では、市民サービス協働化提案制度では随意契約により委託契約を締結しているため、主に委託先の選定における競争原理の確保に関する指摘があった。

通常の委託では、入札・見積書の徴取等を行い、競争入札・随意契約等により選定された委託先と契約を締結する。一方、市民サービス協働化提案制度では、提案については、市の事業を公表し、既に委託している事業を除き、誰もが提案でき、審査については、第三者機関に諮った上で、採択の可否を決定し、採択であったときは提案団体と委託契約を締結する。

このように、全事業を公表し、誰もが提案できるという点で、競争性は確保されており、その提案内容やコストについても第三者機関での審査を経て採択が決定されることから、制度上は競争性や透明性は確保されている。

仕分け人に対してのこうした点の説明が、不足していたために、競争性の確保に関する指摘がなされたと考えられる。今後は、外部評価の評価人に対して、この制度についての説明を十分行っていきたい。

5. 外部評価（事業仕分け）結果と対応方針

No	事業名	判定結果	対応方針
A-1	SOHO支援事業	市(要改善)	一部改善して事業を実施する。
A-2	排水設備改造工事推進事業	市(現行どおり)	現行どおり事業を実施する。
A-3	公用車管理事業	市(現行どおり)	現行どおり事業を実施する。
A-4	環境活動推進事業	市(要改善)	一部改善して事業を実施する。
A-5	環境保全事業	市(要改善) コーディネーターによる決定	一部改善して事業を実施する。
A-6	住宅相談事業	市(要改善)	一部改善して事業を実施する。
A-7	花、緑のあるまちづくり事業	市(要改善)	現行どおり事業を実施する。
A-8	市民図書館管理運営事業	市(現行どおり)	現行どおり事業を実施する。
B-1	防災対策事業	市(要改善)	拡充して事業を実施する。
B-2	むなかた電子博物館推進事業	市(現行どおり)	現行どおり事業を実施する。
B-3	協働のまちづくり推進事業(ひとまち講座)	市(要改善) コーディネーターによる決定	現行どおり事業を実施する。
B-3	協働のまちづくり推進事業(協働化提案制度)	市(要改善)	現行どおり事業を実施する。
B-4	成人式事業	市(現行どおり)	現行どおり事業を実施する。
B-5	シルバー農園事業	民間	一部改善して事業を実施する。
B-6	献血事業	市(要改善)	一部改善して事業を実施する。
B-7	産学官民連携事業	廃止	事業を廃止する。
B-8	有害鳥獣駆除事業	国県広域	現行どおり事業を実施する。

6. 対応方針の進行管理

今回の外部評価で提案をもらった改善点などについては、平成23年度中に実施するものや検討するものなど、その対応は様々である。また、改善点には、長期的な視点での検討が必要なものもある。そのため、改善点がどのように実際の事業内容や予算などに反映されたのかは、長期的、継続的に把握していく必要がある。こうしたことから、外部評価にて指摘された改善点などについては、毎年夏の事務事業評価のヒアリングで確認し、その結果を公表していく。また、指摘事項のうち、他の類似事業でも同様の指摘が言えるものについても、ヒアリング時に指摘、確認していくことで、効果的に改善していくことが可能となると考えられる。

A-1		事業名	SOHO支援事業			所管課	定住化推進室
事業概要	対象	市内SOHO事業者及びSOHO事業者を目指す人					
	目的	市内SOHO事業者及びSOHO事業者を目指す人で組織する「むなかたSOHOねっと」に対する支援等(起業化の支援を含む)により、SOHO活動の活性化を図るとともに、市内の就労機会の拡充を図る。					
	事業内容(手法・手段など)	新規創業者や創業を目指している人を対象に、セミナー・交流会等を実施する。市内SOHO事業者の募集・登録を行い、庁内各課及び各種団体、企業等にSOHO事業者を紹介する。また、むなかたSOHOねっとの事業運営等について支援を行う。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(要改善)		市民判定人	4	0	0	10	1
		仕分け人	0	0	0	5	0
		計	4	0	0	15	1
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートの意見							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内アウトソーシングについては、SOHO事業者が発展していくための初期段階としてあくまで一時的に支援するという位置づけを明確にすべき。でないと、固定化された業者に単に資金供給を続け、市の仕事で運営する業者をやしなっていくだけになる。支援期間を設定(例えば1事業者あたり2年間とか)したり、市から受託した業務の成果を市が評価して、その評価をつけた広報にPRしてあげる等の工夫が必要。「SOHO事業者」は定義がなく、自己申告で自らをSOHOとする者に随意契約を行っているというかなりあいまいな状況である以上、「卒業支援」であるとの位置づけを明確にすべき。また、セミナー等については、SOHOねっとの自立化に向けた具体的な計画づくりを進めるべき。 ○ 特定の対象事業へのコミットに関する具体的な根拠の再確認が必要。誰になぜ(何のために)どれだけ支援する必要があるのか理由を明確に。庁内アウトソーシングにつき、随契によること理由が法的に許容されるかどうかその点に行き着くものと思われる。(住民訴訟もまったく適法とは言い切れないのでは) ○ 目標、ロードマップを明確にすることが必要→支援事業としてどこまでを支援するか。事業者の発掘参加拡大への手法が必要。事務局機能を民間へ。 ○ SOHO支援の目的はいいが、成果目標があいまい。成果指標の市役所以外の受注件数がSOHOの実態を正確にとらえているかどうかも判然としない。23年度をめどに事業を総括する際は支援事業が目指す姿(成果目標)を具体的に示す必要がある。 ○ 行政ができる範囲で期限付き強化を図ってほしい(職員の専従は無理でも時間を増やす)。積極的な受注支援等 ○ SOHOねっと自体の知名度が低く、新しい起業を目指す方が知らないという事案が十分にありえる。SOHOが何かがわからない。支援後の実績の確認が必要。常時交流可とすべき。 ○ SOHO事業者の方が自立していけるよう具体的な期限を設けるなどの見直しが必要である ○ むなかたSOHOねっとが将来的に自主運営を手助けできる力が持てるようになってほしい。 ○ 市の主旨は理解でき、良い事業と思いますが、まだ、改善の余地ありと考えます。今後さらなるSOHO支援事業会員の方が、実績を基に活路を見出せるような仕組みづくりを望みます。 ○ 本業的には完全自主運営のネットワークであるべき。庁外業務につなげる事業を目的(起業化を)、ニーズの把握が主か?一部庁内業務を受託している専門業務、特殊業務であるが故に公平性、公明性の確保にも留意が必要か。従って、最終的に自主運営の促進を図るべく本事業は適切な期限を設けるべきと考える。 							

主な論点

- ・ 支援対象者が固定化されるのではないか。
- ・ 支援の年限を区切るべきではないか。
- ・ SOHOには定義がなく、誰でもなれるにもかかわらず、随契なのは問題ではないか。
- ・ 支援対象者が卒業できる工夫が必要ではないか。
- ・ SOHOねっとの自立化が必要ではないか。

対応方針

一部改善して事業を実施する。

【基本的な考え方】

○就業機会の拡大、起業化支援を目的に実施してきたが、今回の改善提案を踏まえて基本的な考え方などの見直しを行い、今後の取組み方針を決定する。

【改善・検討項目及び実施時期】

○平成23年7月(実施計画前)までに、下記の事項について検討を行う。

- ・ 支援対象者、支援内容、支援期間等の見直しと明確化
- ・ 支援事業が目指す成果目標の明確化と支援後の実績等の検証と確認
- ・ SOHOねっとの会員拡大と自立化に向けた具体的な計画づくりとロードマップ等の作成
- ・ 庁内業務アウトソーシングについて、経費節減の視点だけでなく、事業者の自立支援という視点での検討

A-2		事業名	排水設備改造工事推進事業	所管課	下水道課		
事業概要	対象	下水道処理区域内における下水道未接続世帯					
	目的	下水道処理区域内における下水道接続率(水洗化率)の向上を図る。					
	事業内容 (手法・手段など)	下水道処理区域内において、下水道の普及を促進するため、既設の汲み取り便所及び排水施設を改造する者に対して、当該改造工事費に必要な資金の貸し付けを行う。貸付の利率は無利子で上限額は改造工事費の80%まで、償還は30回払い。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(現行どおり)		市民判定人	0	0	1	4	10
		仕分け人	0	0	0	1	4
		計	0	0	1	5	14
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業としては現行どおり継続していくことが妥当だと思われるが、特に特環地区について、早く接続を進める観点からPR以外の手法も組み合わせることもさらに検討の余地があるかと考える。 ○ 完全実施の手法を考える必要。高齢世帯支援の別の枠組みから方法は、資産の活用手法の検討も必要ではないか。 ○ 貸付対象世帯は少ないが、毎年一定の利用件数がある。回収率が100%であるのも評価できる。普及率の向上と貸付制度の因果関係にはやや疑問も残った。普及率100%を達成するには貸付制度プラスαの努力が必要か。 ○ 住民皆が水洗化できるよう努力すべき。例:償還の回数を多くする。 ○ 衛生面からみれば100%がいいと思うので、弱者救済を。 ○ 水洗化率の向上は大いに図るべし。未接続世帯については様々な個人的理由(主に経済的?)があろう。貸付条例の見直し、または、特例措置の設定は？ 							

主な論点

- ・ PR以外の手法を検討してはどうか。
- ・ 弱者救済などなんらかの手法を検討してはどうか。

対応方針

現行どおり事業を実施する。

【基本的な考え方】

- 基本的には今後も現行の事業内容により事業を継続する。
- 経済的な弱者救済については、市が行う他の事業と合わせて総合的に検討する。

【改善・検討項目及び実施時期】

- 以下の点については、これまでも取り組んできたが、今回の指摘を踏まえ、今後より一層留意して取り組む。
- ・ 既に実施の戸別訪問、広報掲載等も含め、未接続世帯へのPRを強化し、水洗化促進に努める。

A-3		事業名	公用車管理事業		所管課	財政課	
事業概要	対 象	宗像市が、市職員の使用する公用車を					
	目 的	安全で効果的、効率的な利用状況に維持する。					
	事業内容 (手法・手段など)	各職員が、行政事務を行なうための移動手段として利用している公用車を、公用車管理規程に基づき行政サービスが円滑に行なえるように維持管理する。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(現行どおり)		市民判定人	0	0	0	5	10
		仕分け人	0	0	0	4	1
		計	0	0	0	9	11
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 4WD車の使用は極力控える(災害時のみ等)。ただ、環境が違うので自転車の方が良いとは言えない場合もある。 ○ 集中管理するメリットをもっと拡充させて、台数はすこしずつ減少させていければいいと思う。 ○ 集中管理車数を増やして効率的運用をお願いしたい 							

主な論点

- ・ 個別管理を集中管理へ移行させてはどうか。
- ・ リースの導入を検討してはどうか。
- ・ 公用自転車を拡大してはどうか。
- ・ 必要な台数よりも少なく設定して、なんらかの代替措置を講じるなどの運営の工夫をしてはどうか。

対応方針

現行どおり事業を実施する。

【基本的な考え方】

○基本的に現行どおりの管理を継続するが、将来に向けて仕分けの際にだされた意見を反映した方が管理上効果、効率が向上するものについては、改善に向けた検討を行う。

【改善・検討項目及び実施時期】

○公用車の保有台数については、当分の間現状維持とするが、管理区分については、今後集中管理への移行が必要かどうか個別管理の利用状況や稼働率等の調査を平成23年度に実施する。

A-4		事業名	環境活動推進事業		所管課	資源廃棄物課	
事業概要	対象	市民および環境団体等					
	目的	市民の環境意識の高揚と環境活動団体の活動を活性化させる。					
	事業内容 (手法・手段など)	環境活動団体と連携し、市民の環境活動を促すための講座等の開催や環境への意識向上・行動促進を目指した協働事業等を実施する。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(要改善)		市民判定人	1	1	0	11	2
		仕分け人	0	0	0	5	0
		計	1	1	0	16	2
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ むなかた環境フェスタの位置づけを明確に。フェスタは所管外であるが、環境政策として一体的な運営が必要。講座については、必ずしも参加人数が多くなく、市の丸抱え事業をするのかは疑問。期間を決めて、講座を行う環境活動団体へ一定程度補助しつつ、その後のフォローアップをしていく形に切り替えるなど、やり方の改善が必要ではないか。より広く市民に知られるよう広報活動に重点を。 ○ 来る人を待って高揚を図るのみではなく、意識の薄い人を掘り起こして啓発していく必要がある。 ○ 事業効果の捉え方、分かりやすい指標→減量意識、実行率とか指標化 ○ 環境団体を通じた啓発だけでなく、コミュニティを活用した啓発もあるのではないかと。事業の成果はイベントの来客数ではなく、ごみ減量(ごみ排出量の削減)であると再確認すべき。 ○ 環境保全の一部、啓発事業なので全体との整合性、役割を確認する。 ○ 講座、推進事業の回数を減らし、生ごみ処理機等に対する市の独自の補助金の額を増やし、また、そのことを広く知ってもらおう。環境フェスタは不要(参加して得るものが見当たらない) ○ 団体運営の事業として補助した方がいいと思う。 ○ 啓発事業としては、今後も継続すべき。しかし、各事業の実施内容などや事業費(委託費)について、再検討が必要。 ○ 市でやらなくてはならない理由が明確でない。 ○ 事業者の要望に沿っている部分が多いと思う。 ○ 環境活動はごみ減量を目的にされているが、資源との絡みと一緒に考えるべきではない。また、街の美化も含めた活動をされたら。 							

主な論点

- ・意識啓発の事業で講座を団体に委託して実施する手法は、見直しが必要ではないか。
- ・広報活動に重点をおいてはどうか。
- ・環境フェスタと一体的な運営が必要ではないか。
- ・長期的な視点と短期的な視点の事業を組み合わせではどうか。
- ・意識の薄い人を掘り起こす必要があるのではないか。
- ・コミュニティを活用した啓発もあるのではないか。

対応方針

一部改善して事業を実施する。

【基本的な考え方】

○環境活動推進事業は、環境団体等と連携した協働事業を実施することによって大きな効果を生み出している。今後も協働による事業を推進する。

【改善・検討項目及び実施時期】

- 下記事項について、平成23年度末までに実施する。
- ・事業の実施期間の検証及び見直し。
 - ・啓発目的に適した協働団体の選定及び検証。

A-5		事業名	環境保全事業			所管課	環境保全課
事業概要	対象	地域の生活環境 (民間所有の空き宅地)					
	目的	民間所有の空き宅地の草刈りを促進し、地域の生活環境を保全する。					
	事業内容 (手法・手段など)	①民間所有の空き宅地の状況調査 ②土地の所有者に対して草刈り依頼文の発送(税情報を活用) ③草刈り注文の受付、草刈り業者への発注(「むなかた水と緑の会」) ④草刈未済土地への苦情の受付、現地調査、草刈り依頼文の発送、勧告の実施(県内所有者宅訪問含む)					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(要改善)		市民判定人	0	0	0	7	8
		仕分け人	0	0	0	3	2
		計	0	0	0	10	10
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティ(自治会等)単位で独自の取り組みが可能なものはこれに委ねることを含めて、市としての関与を絞り地域自主管理型への移行を図るべき。条例に罰則規定が必要。 ○ 大切な事業だが事務コストが非常に大きい。優良地主に対しては軽めの対応にするとか地域のコミュニティ、自治会からの地主への働きかけを行ってもらうとか、業務負担軽減、効率化のための工夫をさらに考えていただきたい。 ○ 将来的に今後も増加する可能性があり、どういうシステムにするかの検討が必要→コミュニティの活用等 ○ 状況調査から勧告命令まで業務を軽くする工夫をしてほしい(本来なくなるのが望ましいことだと思うが) ○ 草刈通知の効率化 ○ コストに占める人件費の削減を 							

主な論点

- ・濃淡をつけた対応方法の検討が必要ではないか。
- ・コミュニティなど地域自主管理型への移行を検討してはどうか。
- ・条例への罰則規定が必要ではないか。
- ・業務負担軽減、効率化の工夫が必要ではないか。

対応方針

一部改善して事業を実施する。

【基本的な考え方】

○現在の事務の手法や流れを見直し、より効率的で効果的な事務へと改善する。地域の主体性の醸成や土地所有者の管理意識向上が不可欠であり、これらの実現に向けた取り組みを進める。

【改善・検討項目及び実施時期】

○今後、以下の改善策を検討し、進めていく。

・濃淡をつけた対応方法

従来、空き宅地の所有者に対し草刈り通知を画一的に行ってきたが、平成23年度から、草刈り実施実績などを精査し、通知を行う先、草刈り作業の斡旋を行う先、繰り返し通知を行う先、電話や訪問を行う先などを区分けし、空き宅地の管理状況に応じた、濃淡をつけた対応を行う。

・地域自主管理型への移行

従来、市が作成した土地台帳に基づいて、空き宅地の現地調査や所有者への通知を行ってきたが、平成23年度から、コミュニティからの改善提案を重視し、その対象となった土地について、優先的かつ迅速に対応する。また、市の対応状況や草刈りの見通し等について、随時、コミュニティに情報提供するなど、コミュニティとのコミュニケーションもより密に行う。これらにより、地域の要望への対応がスムーズになるとともに、情報提供による地域の不安も軽減できる。さらに、地域の主体的な取り組み意識が高まることが期待される。

・条例の罰則規定について

罰則規定については、過去に弁護士と協議を行っているが、法律的に実効性の点で課題がある。土地所有者の管理意識を高める方策として、平成23年度から、通知のほか、広報やホームページ等の活用から進める。通知文や記事の内容も工夫する。

・業務負担軽減、効率化の工夫

平成23年度から、現地調査についても、画一的な現地調査は行わず、地域の要望等を優先して行う。また、土地所有者への通知に際し、所有権や土地利用の変更についても情報収集を行う。さらに、草刈作業の受注については、段階的に業者への事務移行を進める。

A-6		事業名	住宅相談事業		所管課	建築課	
事業概要	対象	(単体としての)住環境に何らかの改善(新・増改築、リフォーム、修繕、転居等)を考えている市内居住者。市内に転入を希望する市外居住者、並びに、転入先を探している市外居住者。					
	目的	事業対象者が安心して気軽に相談できる環境(組織)を確保する。					
	事業内容 (手法・手段など)	市民の住宅に関する不安や悩みを解消するため無料の住宅相談窓口を開設する。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(要改善)		市民判定人	1	3	0	7	4
		仕分け人	0	3	0	2	0
		計	1	6	0	9	4
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅相談窓口業務はいい取り組みだと思うが、本来は業者自体の活動のみならず、悪徳業者の被害を受ける人が増大してマーケットが縮小してしまうことを予防し健全な市場を確保し、また相談員が所属する企業のビジネスにも直接影響する本事業については、将来的には団体自主事業とすべくスケジュールを決めて具体的な取り組みを決めるべき。説明にあったような「一刻も早く自主運営したい」という抽象的な意思表示では進まないと思われる。5つの専門部会の活動と広報活動の部会は、市の業務として委託すべき業務では本来ない。委託事業としてはとりやめるべき。内容を精査し、必要があれば期間を定めた補助金に。 ○ 現在の事業の中で委託すべきものとそうでないものがある。近い将来「自立」に備えて委託内容を絞るべきだと考える。 ○ 国からの補助金があるならもっと人件費が抑えられると思う。その分を広報にまわすとよい。 ○ 悪質業者から弱者を守る困っている市民を助ける事業ですので必要だと思います。しかし、委託する業務については見直しが必要だと思います(この事業が業者、団体の収益に関与しない様に) ○ 市が行う事業主旨はわかりますが、内容を読み聞かす限り市の業務として行うのがふさわしいかと考えてしまいます。また、市が窓口であるため、相談者は信頼し業者に発注するので、市には慎重な業務展開をお願いしたい。最後までかかわる対応も必要。 ○ 業者の紹介は何を基準にしているのでしょうか(地域で決めているのでしょうか)競争意識が薄まるのではないかと心配します。 ○ 対悪徳業者を意図した事業と理解しました。ただ、業務委託となれば相談受付後の住宅改善後のクレーム処理は？責任範囲に問題はないか？心配です。 							

主な論点

- ・住宅相談は、将来的には業者の自主事業にすべきではないか。
- ・委託内容の精査が必要ではないか。
- ・市の事業なのか、業者支援なのか、不透明ではないか。
- ・件数を考慮すると月曜日から金曜日まで窓口をあける必要はないのではないか。
- ・住宅相談を通じて住宅改善を依頼した場合、その後のクレームなどに責任問題とならないか。

対応方針

一部改善して事業を実施する。

【基本的な考え方】

○住宅相談事業は、市民のための建築の専門的な知識を持った相談窓口の開設を目的とし、特定の団体育成を目的としたものではないことから、今後も委託事業として実施する。ただし、今回の改善提案を踏まえ、委託内容、行政の関与体制等の見直しを行う。

【改善・検討項目及び実施時期】

○平成23年4月から、下記事項について見直しを行う。

- ・本来、市が行うべき(委託する)住宅相談事業と特定の団体の自立支援とは別物であることから、相談事業と団体の自主事業が混同しないよう委託内容を精査する。
- ・住宅相談と、その後の受注等の位置づけを明確に区分することで、責任の所在、受注後のクレーム処理のルールづくりを行う。
- ・相談窓口については、相談件数による効率性からの窓口縮小より、市民が「いつでも、安心して、気軽に」利用できることを重視し、体制および内容の充実や休日窓口の設置等、むしろ拡充の検討を行う(この項については、平成23年度内までに)

A-7	事業名	花、緑のあるまちづくり事業			所管課	維持管理課	
事業概要	対象	宗像市内の街角で、宗像市民または市内に通勤、通学する方、それらの団体など。					
	目的	公衆用道路に面した場所や、道路に面していなくても公園、公民館、学校施設等の公共公益施設など、多数の人々が容易に観賞できる場所にたくさんの花が咲いているようにする。					
	事業内容 (手法・手段など)	市民に花苗を配布し、市民が生活する市街地の緑化を推進し、うるおいのある住環境を形成するもの。なお、平成21年度より協働化提案制度により株式会社正助ふるさと村に花苗配布、花いっぱいコンクールの開催等一連の事業を業務委託している。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(要改善)		市民判定人	1	2	0	9	3
		仕分け人	0	0	0	3	2
		計	1	2	0	12	5
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 説明を聞いた限りでは委託費についての担当課の管理が弱い。随契委託契約であれば事業費の詳細な内訳を精査し把握するのは基本。700万円がつかみ金であるとの印象はぬぐえない。また、協働化提案制度で正助ふるさと村が手をあげてきた事業なので、当面は同社と契約することでよいが、将来的には競争入札にして業者選定の透明性を確保すべき。 ○ 委託先を広く公募することが事業の効率化につながり、花いっぱいという目的の達成にとり新たなアイデアをうむ。 ○ 市民に親しまれている事業だからこそ委託費の内訳や正助ふるさと村への委託理由は市民に分かりやすく説明してほしい。 ○ まだ枯れていないのに花を植えかえたり、一度に多すぎる花を植えたりして無駄なコストがかかっている。そこを改善するとより多くのコスト削減ができる。また、公用車はふるさと村所属にして廃止する。 ○ 入札制度において事業を行った方がいい。 ○ 各コミュニティに補助を出して実施可能では？と思います。 ○ 花いっぱいの宗像市、きれいなまち宗像市が続くことを期待しています。仕分け人さんのコメントにあったように「1社随契」は次年度以降の検討材料だと思います。 ○ 事業の目的は大変良いと思いますが、市としての業務展開の方法、考え方が全体的に安易すぎる印象があります。実際、街を歩いていて花いっぱい運動を実施していることに気づきませんでした。 ○ 委託先を再検討し拡充。 							

主な論点

- ・ 数年後は委託先の選定を公募にすべきではないか。
- ・ 委託費の精査が必要ではないか。

対応方針

現行どおり事業を実施する。

【基本的な考え方】

○市民サービス協働化提案制度では、提案を公募して第三者機関により採択を決定しており、事業者選定の透明性、競争性は確保されているため、今後も現行どおり事業を実施する。
○市街地の緑化推進、うるおいのある住環境を形成するために、市民に無償で花苗を配布し公衆用道路に面した場所や公共施設等に花苗を植えてもらい、たくさんの花が咲いているようにする事を目的に事業を実施しており、宗像市のイメージアップが図れる事業であるため、今後も市で継続する。

【改善・検討項目及び実施時期】

- ・ 平成23年度、花いっぱい運動に関する啓発活動を強化し、より多くの市民に事業展開を周知できるように努める。
- ・ 平成24年度予算策定時(平成23年9月)までに、事業費の内訳についての再精査を行い、算定根拠をより明確にする。

A-8		事業名	市民図書館管理運営事業		所管課	図書課	
事業概要	対象	図書館利用者及び未利用者					
	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館利用者の多様な読書や調査・研究など、生涯学習へのニーズに迅速・的確に対応できるようにする。 ・図書館が地域における生涯学習及び情報提供施設であることを広く市民に知らせるとともに、図書館に関心を持つ人を増やす。 					
	事業内容 (手法・手段など)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生涯学習及び読書支援、生活情報入手の拠点施設として宗像市民図書館中央館、分館及び分室が、それぞれの施設規模、地域性、役割に応じた資料を収集し全体としてパランスのよい蔵書構成に努める。 ・図書館に対する市民の関心を高め利用者を増やすため、図書館まつりや講演会などの読書推進事業を行う。 ・おはなし会やブックスタートなど図書館事業の一部を関係機関やボランティアと連携・協力して行う。 					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(現行どおり)		市民判定人	0	0	0	4	11
		仕分け人	0	0	0	0	5
		計	0	0	0	4	16
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的に様々な努力をされていると思う。ただし、施設の維持管理費も考えると、3館1室を維持する維持コストは多大なものになると思われる。合併等の関係などの背景はあると思われるが、将来的には統合していくことも検討の対象としてもいいのではないか。 ○ 様々な工夫が見られ、現行どおりの実施、さらなる充実した文化的環境を提供していただきたい。資料費削減の圧力に抗していただきたい。 ○ 利用者のニーズとして開館時間の延長など変化への対応 ○ 3館1分室という特性をいかした図書館運営をしている印象を持った。特に子どもたちに親しまれる図書館になるよう期待したい。 ○ 広報などで図書館のPRをしてほしい ○ 宗像市の人口比として図書館システムが充実している事に驚きました。しかし、このすばらしいシステムの図書館を市民は十分に活用している(利用している)のか不明です。広く知らせるためにももっと普及活動に力を入れてもいいのではないのでしょうか。もっと貸し出し数が増えると思います。 							

主な論点

- ・ 3館から1館に集中させることは将来的な検討課題ではないか。
- ・ PR活動の強化が必要ではないか。

対応方針

現行どおり事業を実施する。

【基本的な考え方】

○3館1室にそれぞれ特色を持たせ、資料面・機能面を分担しながら図書館サービスを提供するとともに、図書館の情報の発信や広報活動の強化に努める。

【改善・検討項目及び実施時期】

○より効率の良い図書館運営を行うため蔵書構成の見直しを行い、バランスのとれた資料の購入を行う。また、平成22年度行った利用者意識調査をもとに、3館1室の機能分担に応じたサービスの内容を検討し、平成23年度策定予定の後期図書館運営計画に反映させる。

B-1	事業名	防災対策事業			所管課	総務課	
事業概要	対象	①市民の生命、身体及び財産 ②防災関係機関、団体、企業等					
	目的	災害対策基本法及び水防法に基づき、市域における防災行政を進めるために定めた地域防災計画や水防計画に沿って、風水害や地震等の自然災害あるいは大規模事故等に対して市民の生命、身体及び財産を守るために、災害予防、応急対策及び復旧の体制を整える。					
	事業内容 (手法・手段など)	災害が発生した場合の情報収集、応急対応及び復旧の中心本部となる災害対策本部の機能強化、充実を図るために防災資機材・避難物資等の整備及び職員災害初動マニュアル・職員行動マニュアル等の整備・改訂を行なう。 災害発生の予防、発生時の被害拡大を防ぐために、コミュニティ及び自治会単位での自主防災組織の設立・活動充実の支援を推進する。 市民の防災意識を高めるための広報紙・ホームページ等で広報・啓発を実施する。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(要改善)		市民判定人	1	0	1	9	4
		仕分け人	0	0	0	3	2
		計	1	0	1	12	6
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神淡路大震災を例に出すまでもなく、自主防が大切なことは十分認識されているはずなのに、5年間で50%、3年後に100%では遅すぎる。市の危機意識が低いのではないか。地域の意識の差を理由にしてほしくない。リスクの高い地域だけでも早急に組織整備を行い、計画的に訓練を実施していく必要がある。何がかけているのか分析し、対策を講じてほしい。 ○ ハザードマップの整備が必要。防災のプロとしての意識が薄い。伝達の仕組みと自主防組織との関連性を強める必要。 ○ 災害防止の確保に向けて細部にわたり検討して市民の安全への体制の完備を願います。 ○ 説明者の説明に具体性が感じられなかった。具体的数値がまったくでこず、「だいたい」や「ある程度」などの抽象的な言葉が多かったので説明の説得力に具体性がなかった。説明に信頼がおけなければ市民も動かないのではないか。逆に自主防が必要ない地域もあるかもしれないので、そういった地域の場合、活動自体が単なる負担となっている状況もあるのではないか。もっと先行研究、他の自治体の事例も参考にすべきと思った。 ○ 人件費に見合う成果がでていないか疑問。執行の体制の見直しが必要ではないか。全体的な考え方から見直しが必要。 ○ 防災指導員の報酬があるが、指導員は何を実施しているのか。自主防災組織はどのような内容を活動するのか。市としての動きが見えない。情報伝達方法が見えない。命にかかわるので、発生リスクを明らかにしてください。 ○ 情報は、目に見えることも必要だが、いざというときは外から分かることも必要と思う。(設備を構築)(コストの問題もでてくる)警戒区域の指定された地域はどこか不明。→明確にすること。 ○ 発生しないと必要性を認識しない防災組織です。スピード感を持って推進してください。弱者への配慮(情報が伝わりにくい、移動が困難者など)不足。機器に頼った組織ではなく、人間力を発揮してもらおう事業を構築してください。総括するならば、机上の空論の段階であり、肌理細やかな事業を構築してください。 ○ 自治会住民の高齢化の考慮 ○ この問題は高齢化している地域の大きな懸念材料である。現在の進め方は、未熟の感がする。鋭意速やかに努力してもらいたい。 							

主な論点

- ・ 自主防災組織の設立を急ぐべきではないか。
- ・ 危険度の高い地域だけでも急ぐ必要があるのではないか。
- ・ 地震の危険度や想定被害をわかりやすく住民に伝えるべきではないか。
- ・ 情報伝達システムと自主防災組織の関連性を強める必要があるのではないか。
- ・ 自治会住民の高齢化への対応が必要ではないか。

対応方針

拡充して事業を実施する。

【基本的な考え方】

○防災対策は、市町村が絶対的に取り組まなければならないものであり、今回の評価では概して取り組みの不十分さが指摘されているところであり、基本的に本事業を充実・強化しながら推進する。

【改善・検討項目及び実施時期】

○自主防災組織の設立は、災害の多様性(地震、水害、土砂災害等)を考えると、地域ごとに災害リスクの高低の差はつけるべきではなく、全てのコミュニティ、全ての自治会での早期設立を目指す。

○災害に対する危険性を市民に伝えるため、ハザードマップを、23年3月に改訂版を作成し、23年4月上旬に全戸配布する。さらに、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の全市指定後に再度改定版を作成する。

○執行体制では、平成23年4月の機構改編において生活安全課を設置し、より防災対策事業を強化する体制とする。

○情報伝達システムは、市の防災対策と自主防災組織との連携の場面において「要」となるものであり、平成23年4月のシステム運用開始後、その機能が十分発揮するよう運用体制を充実する。

○市民の防災対策に対する理解度の課題については、その内容がより明確になるよう自主防災活動推進の場、あるいはその他の啓発事業中で、市民の防災意識を高めていく。

○高齢者等災害弱者対策の課題については、行政だけでは対応は不可能であり、自主防災推進の中で「自助」、「共助」への理解を得ていく。

B-2		事業名	むなかた電子博物館事業		所管課	情報政策課	
事業概要	対象	市民、その他市内外の方すべて					
	目的	むなかたに関連した歴史、芸術、民俗、産業、環境、自然科学等に関する資料を収集し、電子化した上で展示することで、教育、調査研究、レクリエーション等に資するとともに、むなかたの歴史、文化、自然のすばらしさを広く知ってもらうことを目的とする。					
	事業内容 (手法・手段など)	むなかた電子博物館は、ボランティアの市民委員を中心にして、企画運営をおこない、コンテンツを充実させている。市民委員が取材をしたり、「北斗の水汲み写真展」などのイベントを実施しながら、電子博物館上に成果を反映させている。このような市民協働型の試みを取り入れつつ、市民委員主導の電子博物館の体制と内容の拡充を行う。また、年間の活動のまとめでもある「むなかた電子博物館研究紀要」を定期的に刊行している。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(現行どおり)		市民判定人	1	1	0	6	7
		仕分け人	0	0	0	1	4
		計	1	1	0	7	11
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館という現実的な展示施設を作らずにウェブ上でこれを実現したポリシーはすばらしい。見栄えのする箱物に流されがちな行政運営に鉄拳を与える意味でもさらに拡充し、全国の手本になってほしい。博物館としてのグレードを維持、向上させる工夫、技術も必要である。 ○ 目的の具体化。動画コンテンツの充実。学校のカリキュラムへの取り組み。「誰に」「何を」伝えていくのかを明確に。関連サイトとの連携。 ○ 市民に対してもっと多く周知に力を入れてもらいたい。また、学校教育でもあまり利用されていないみたい。学校へ指導を願う。 ○ 既にかかなりの機能、情報を盛り込んでおり、もう十分ではないか。現物、図書で見たい人も多い。デジタルデバイドもあって、現機能レベルでいいと思われる。 ○ インターネットなどの情報社会そのようなものを利用した博物館は面白い発想。画面上だけでなく、市民がボランティアとして参加してかかわっているのは良いと思う。業務委託されている(株)パスコは具体的に何をしているのか。 ○ どの様にネットワークづくりをするか。小中学校の利用でアクセス数が増えたのではないか。その他は？ ○ すばらしいむなかた電子博物館ですが、もっと一般住民に報道してもらいたい。 ○ 利用頻度が多い(1日あたり760件)更新怠りなく、新鮮に。 ○ 専門知識不足の環境の中での市側の目的を明確にしてのリーダーシップ発揮必要。 ○ システムの管理、更新について、企画について、市の担当者の関与を増やしたほうがいいのではないだろうか。従事職員0.3人を少し増やしても。 							

主な論点

- ・ 博物館設置の目的の具体化が必要ではないか。
- ・ 動画を活用してはどうか。
- ・ 学校とタイアップしてはどうか。
- ・ アクセス内容の分析が必要ではないか。
- ・ 市民への周知の強化が必要ではないか。

対応方針

現行どおり事業を実施する。

【基本的な考え方】

○今後とも市民ボランティアを中心に、関係機関(教育委員会・教育機関・国、県など)と連携し、博物館の充実を図るとともに、平成24年4月オープン予定の郷土文化学習交流施設と相互の利点を生かしながら、補完しあう体制づくりを行う。

【改善・検討項目及び実施時期】

○以下の点については、これまでも取り組んできたが、今回の指摘等を踏まえ、今後より一層留意して取り組む。

- ・ 市民ボランティアを中心とした企画運営を行い、世界中の人に向けて「むなかた」の魅力を発信するため、「むなかた」のもつ歴史・文化・自然を分かりやすく適切な内容で掲載する。
- ・ 学校現場での利用促進のため、教育委員会、各教育機関と連携を図る。

○平成23年度中に、以下の事項の実施を行う。

- ・ 電子博物館上に市民が投稿できる仕組みを作り、有識者や様々な分野に詳しい市民で構成するネットワークづくりをすることで、双方向性の強化を図る。
- ・ 現在のコンテンツの見直し・整理を行うとともに、動画等のコンテンツを増やし、充実させる。

○平成23年度中に、以下の事項の検討を行う。

- ・ 平成24年4月オープン予定の郷土文化学習交流施設との連携を図り、現物ならではのよさ、バーチャル(電子博物館)ならではのよさ、それぞれの利点を生かす運用を行う。

B-3	事業名	協働のまちづくり推進事業(ひとまち講座)	所管課	市民活動交流室		
事業概要	対象	市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、民間事業者等				
	目的	まちづくりを担う人材を育成するとともに、市民活動に取り組む市民、市民活動団体等を支援・育成することにより、協働によるまちづくり・新しい公共を推進する。				
	事業内容 (手法・手段など)	(1)地域や行政の課題の解決に取り組む人材を育成する「人づくりでまちづくり講座」を実施する。 (2)市民活動団体等への協働委託を進める「市民サービス協働化提案制度」を実施する。				
仕分け結果	区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(要改善)	市民判定人	3	2	0	5	5
	仕分け人	0	3	0	1	1
	計	3	5	0	6	6
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント						
<p>○ 改善にウェイトをおいて実行→民間の方が効果的。</p> <p>○ コストに対して受講者が少ないのでは。どのような人材をどのくらい育てるとか具体的な数値目標を持ったらどうでしょう。</p> <p>○ 受講者数があまりにもすくないのでは。魅力がないのではないか。</p> <p>○ これまでの講座内容から見て、市が主体的に育成にあたるのはもう終わっているのではないか→中間支援団体との役割を整理し、市は退場を。</p> <p>○ 中間支援組織の育成が必要。</p>						

<p>主な論点</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間支援組織が実施すべきではないか。 ・ 市民活動団体が自らの活動のために人材育成をする段階ではないか。 ・ どういう講座をやるかまで中間支援組織の知恵を借りるのはおかしいのではないか。 ・ どのような人材をどのくらい育てるかの目標を持つてはどうか。
<p>対応方針</p>
<p>現行どおり事業を実施する。</p>
<p>【基本的な考え方】 ○協働によるまちづくりを進めるため、地域においてどのような課題があり、それを解決する人材をどのようにして育成していくか、全市的な視点で、長期的かつ計画的に担い手を育成する必要がある。そのため、引き続き市において実施する。</p> <p>【改善・検討項目及び実施時期】 ○以下の点については、これまでも取り組んできたが、今回の指摘等を踏まえ、今後より一層留意して取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座の企画立案に当たっては、講座がより効果的なものとなるよう、中間支援組織、コミュニティ運営協議会、市民活動団体、庁内関係部署等と連携しながら、課題設定等を精査して行う。 ・ 受講者数については、効果的な講座の運営ができる規模等を考慮しながら、より多くの市民が受講するよう、講座のテーマ等と関連する市民活動団体や中間支援組織と連携しながら、積極的な周知を行う。 ・ 講座修了者の活動状況・成果等について把握するとともに、事例の周知等を行い、より多くの市民が講座に関心を持てるようにする。

B-3	事業名	協働のまちづくり推進事業(提案制度)	所管課	市民活動交流室			
事業概要	対象	市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、民間事業者等					
	目的	まちづくりを担う人材を育成するとともに、市民活動に取り組む市民、市民活動団体等を支援・育成することにより、協働によるまちづくり・新しい公共を推進する。					
	事業内容 (手法・手段など)	(1)地域や行政の課題の解決に取り組む人材を育成する「人づくりでまちづくり講座」を実施する。 (2)市民活動団体等への協働委託を進める「市民サービス協働化提案制度」を実施する。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(要改善)		市民判定人	1	2	0	9	3
		仕分け人	0	0	0	2	3
		計	1	2	0	11	6
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 既に委託している事業を除くのは、既得権益を守る意であり、協働の精神、官業民間開放の考え方からすると、全事業を対象とすべきだ。単に市民活動団体を下請け化するのではなく、きちっと市民(ユーザー)が評価するシステムが必要だ。 ○ 行革的要素を入れる。→コスト削減。企業を対象とする。最終判定は市民に任せるべき。 ○ 公正化、効率化の観点からチェック体制必要 							

主な論点

- ・ 委託事業を除外しているが、もう除外しなくてはいいいのではないか。
- ・ 提案事業の評価は市民がすべきではないか。

対応方針

現行どおり事業を実施する。

【基本的な考え方】

○この制度は、市民活動団体や民間事業者等がノウハウやアイデアを生かして、これまで市が直接行っていた市民サービスを担っていただくことで、市民サービスの向上、協働のまちづくりの推進、効率的な行政運営などを目指すものである。このため、提案できる事業は、市が直営で行っている事業とする。

○提案事業を審査する市民参画等推進審議会の意見も参考にしながら、制度の改善が必要なものについては改善を図っていく。

【改善・検討項目及び実施時期】

○以下の点については、これまでも取り組んできたが、今回の指摘を踏まえ、今後より一層留意して取り組む。

- ・平成23年度から、提案された事業でその実施予定期間を終了するもののうち、継続して事業を実施しようとする場合は、再度提案を受け、審査を行うものとする。
- ・現在行っている提案事業の成果の振り返りや課題等を点検している報告会を充実させ、より市民サービスの向上を図っていく。

B-4		事業名	成人式事業		所管課	市民活動推進課	
事業概要	対象	当該年度に20歳を迎える市民(新成人)					
	目的	成人としての自覚を促す節目とし、新成人を祝福する。					
	事業内容 (手法・手段など)	毎年、内容には、変更があるが、式典とイベントを実施している。平成21年度の内容では、市長の挨拶などの式典を30分、イベントとしてスライドショーを15分、特別講演として元ボクシング世界チャンピオン越本隆志氏の講演を1時間弱、中学校ごとの記念撮影会1時間弱の内容で実施した。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(現行どおり)		市民判定人	0	4	1	4	6
		仕分け人	0	2	0	0	3
		計	0	6	1	4	9
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 次年度以降については、きちんとした評価し、また企画内容の審査も必要。 ○ 人生の一大イベントなので市が主体でよい。時間短縮の方がストレスが減ると思われる(特別講座30分に)。出席率をあげる企画づくりが重要。 ○ ただし、式典の内容等に工夫がほしい。青年会議所の委託は継続で可。例えば、来賓に民間人も入れたらいいか。企画には新成人も入れる。自分たちで考えさせる。 ○ 市が取り組むほうがよい ○ 人生のけじめのため、必要。新社会人としての自覚を促す。 ○ 全国でユニークな現方式での内容充実により妥当な費用は拡充可。(成人あたり約1万では)。長期化による弊害をなくす為チェックは必要。 ○ イベントは講演会だけでなく、市の考えのものにいろいろな企画があってもいいのではないかと。講演者は地元の人を選ばないか。(こういうアドバイスを青年会議所にしては)市の主旨に沿った演題にするとか講演者に演題はまかせるも市の主旨にそっているかどうかはチェックが必要だろう。 							

主な論点

- ・青年会議所が成人式を実施してはどうか。
- ・市の成人に対するメッセージが必要ではないか。
- ・企画には新成人も入れて、自分たちで考えさせてはどうか。

対応方針

現行どおり事業を実施する。

【基本的な考え方】

○市が新成人に伝えたいメッセージを効果的に伝えられると考えられるため、青年会議所と協働して実施している現在の方式で、今後も継続して実施する。

【改善・検討項目及び実施時期】

○以下の点について、改善・検討を行い、その結果は、23年度の事業に反映させる。
・新成人向けのメッセージとその伝え方などを事前に青年会議所と協議を行う。

B-5	事業名	シルバー農園事業			所管課	保健福祉政策課	
事業概要	対象	市内に住所を有するおおむね60歳以上の者					
	目的	野菜、花等の栽培を通して、農業に対する理解を深めるとともに、利用者相互のふれあいを図ることで、高齢者の介護予防及び生きがいがいづくりに寄与すること					
	事業内容 (手法・手段など)	市内5箇所において、民有地を借地し、293区画の農園を運営している。1区画の利用料は年額1,200円で、1区画(約30㎡)を1人が利用するものとして、市と個人が年間契約を結んでいる。利用料は市の収入として事業費に充当しており、管理運営は地元の地区福祉会に無償で委託している。 経費面では、農地の年間借地料305千円と草刈委託料約4万円を利用料により賄い、市からは、農園開設当初の設備投資に約19,200千円を支出しており、運営経費としては、利用料納付書の郵送料や水道設備(管)などの維持補修費に年間2万円程度を					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
民間		市民判定人	6	3	0	4	2
		仕分け人	0	5	0	0	0
		計	6	8	0	4	2
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の人のためのサービスであり、月100円はあまりに受益者負担が小さすぎる。料金が過小なため、民間の参入を阻害している。民間市民農園との公平性も欠いている。市営のまま民間なみの受益者負担を求めるよりも民間市民農園への移行を積極的に進めるほうが効果的、効率的に実施できる。 ○ 市民農園そのものは意味のあるものだが、市が高齢者限定で行う必要性はなくなっている。 ○ 民業圧迫事業→市でやる意味なし。100%利用率は自己満足でしかない。 ○ 少人数のために経費投入しなくてもいいと思います。また、利用料金についても低価すぎる。 ○ 1区画1200円/年は、全国的にも極めて安価であり民間に移転して多少アップしても影響は少ないのではないかと。シルバー対象だけでなく、家族向けなど含めて考えるべきでないかと(最近大都市周辺ではやっている)市外からも期待できる。放棄農地の有効利用推進とあわせて。 ○ 市が行う必要はない ○ 生きがいづくりのためだけの農地利用、設備投資1920万はどうか。高齢者を含め、地産地消事業に取り組むなどの視点も必要か。国の自給率の低さ、農地がほしくても手に入らない人もいる中で疑問は残る。 ○ 休耕田の利用により荒廃を防ぐ効果もあるのでは。 							

主な論点

- ・ 使用料が安すぎるのではないか。
- ・ 特定の人のためのサービスではないか。
- ・ 民間にまかせるべきではないか。

対応方針

一部改善して事業を実施する。

【基本的な考え方】

- 保健福祉計画に基づき、高齢者の介護予防と生きがいづくりを目的として、シルバー農園事業を実施してきた。関係者との協議を経て、利用料金や利用期間など一部見直しを行い事業を継続する。
- 現在の契約期間と国庫補助金の返還義務の関係で平成26年度末までに、民間の開設状況なども勘案しながら民間への切り替えについての検討を行う。

【改善・検討項目及び実施時期】

国庫補助金の返還義務が終了する平成26年度末までに、段階的に下記の事項について検討する。

- 平成23年に行う高齢者保健福祉計画策定調査において、市民ニーズや事業成果の検証を行う。
- 契約更新時期である平成24年からの農園利用契約において近隣の市民農園や体験農園など関連施設の料金を参考に、民間への切替えも視野に入れた利用料金の見直しを検討する。
- 平成24年からの農園利用契約において利用料金の見直しにあたっては、現在無償で委託している管理運営経費についても考慮する。
- 平成24年からの農園利用契約において、今まで農園利用契約で最大5年としている契約期間については、利用者の固定化改善と利用拡大につながるよう見直しを検討する。
- 平成26年度までに、民間への切り替えについての検討と地主や管理運営者などの関係者との協議を行う。

B-6	事業名	献血事業		所管課	健康づくり課		
事業概要	対象	16歳以上70歳未満の健康な市民					
	目的	地域住民の相互扶助により、健康良質な輸血用血液を確保する。					
	事業内容 (手法・手段など)	事業の目的を達成するため、市が宗像市献血推進協議会(13地区コミュニティ、医師会、保健福祉環境事務所、商工会、食生活改善推進会による運営委員17人+推進員24人)に事業委託し、計画的な献血事業を実施する。献血会場において、比重不足等により献血できなかった人に対して、食生活改善推進員による栄養指導等を行う。また、献血推進協議会においては、事業計画に基づき、総会・運営委員会・委員研修等を行い、運営委員、推進委員と共同で地域住民の献血への理解と協力を得ながら25地域で献血を実施する。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
市(要改善)		市民判定人	0	0	2	8	5
		仕分け人	1	0	0	1	3
		計	1	0	2	9	8
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市も主体性を持ち、地域献血の目標を設定すべき。目標設定後にアクションプランを定めるべき。 ○ 献血終了後の結果、状況を市民に広報してほしい。献血量、献血者数等、市の目標に達していないことなど。 ○ 献血推進協議会の活性化必要。掘り下げた現状分析、対策が必要。 ○ 献血者の検査項目を増やしてほしい。 ○ 献血者が増えるような施策、取り組みをお願いしたい。 							

主な論点

- ・ 地域献血の目標を持つべきではないか。
- ・ 血液検査の項目を増やすなど、サービス部分でインセンティブとなるような工夫をすべきではないか。

対応方針

一部改善して事業を実施する。

【基本的な考え方】

- 本市独自で改善提案を検討・決定できる事項については、反映する。
- 福岡県赤十字血液センター等の関係団体と協議を要する事項については、反映できるように協議を行う。

【改善・検討項目及び実施時期】

【関係団体と協議する事項】…平成22年度に着手中。協議の上、実施できる場合は、平成23年度に取り組む。

○献血への意欲を向上させるため、福岡県赤十字血液センターに対し「献血者に対する血液検査項目の追加」を要望する。

○平日献血に協力できない人のために、福岡県赤十字血液センターに対し、献血実施日に週休日(土・日)の追加要望と、移動献血車の配車協力の依頼を行う。

【宗像市単独での改善事項】…平成23年度早期に着手

○献血者がより多く訪れるように18日間、25回の献血実施の時間帯や回数を効果的に行うため、個人の献血に対する意識向上の取り組みを含め、地域献血数の目標を定める方向で事業計画等を検討する。

○献血実績の公表について、年度実績を市広報(6月号)に掲載する。また、地区の献血実績の公表は、13地区のコミュニティだよりに掲載依頼を行う(実施中)。

B-7		事業名	産学官民連携事業		所管課	商工観光課	
事業概要	対象	市内の企業をはじめ事業経営者や産業団体、行政等					
	目的	宗像市と大学が連携協定に基づき、市民や市内企業等の資源と大学の人材や知的財産等を有効活用することによって、市の産業振興活性化を推進する。					
	事業内容 (手法・手段など)	市の産業振興並びに大学の研究教育活性化の推進を目的として、宗像市と大学との協定書に基づき、市内産業団体等の活性化を図る。 大学と市がそれぞれの役割を担うこととなっており、大学側は研究者を負担し、市は研究課題と研究費用を負担している。 具体的には、宗像市産業振興戦略プロジェクトを通じて、産業振興部全体に募集をかけ、提案があったものについて、大学側に研究依頼を行う。大学側の研究が始まってからは各課と大学の相互協力により、研究を進め、その成果は各課に納められ、今後の事業展開の参考資料等とする。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
廃止		市民判定人	8	0	1	6	0
		仕分け人	2	0	0	3	0
		計	10	0	1	9	0
主な議論の内容							
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ 6年で6テーマ、終了した5テーマのうち、3テーマは成果なし。成果があったように見えるDVD作成、概略図の2つは単なる委託事業にすぎず、事業成果とはいえない。本事業は大学の研究活動の支援にすぎない。産業、市民との連携の姿も見えない。これ以上、税を投入するなら、研究の成果が産業、市民のメリットにつながるよういったんたちどまって抜本的に見直す時期だ。 ○ テーマと連携先選定に疑問を感じる。九大にはいいように扱われた。研究テーマに本当に合致しているのか。個別案件ごとに民間等と直接契約すべき。成果にも疑問。 ○ 市が大学を都合よく利用しようとしているだけにしかみえない。そもそも調査研究とは未知なる事象を明らかにすることであって原因もひとつであるとは限らない。直接的な成果を求めるのであれば、シンクタンクや民間に委託すべきである。「連携」というからには互いにリスクを負うべきであって、市側としては成果がでないことも想定内に入れておくべきではなかろうか。大学も学生自ら設定した問題を日頃研究しており、よほどテーマがかぶらない限り、研究を委託されても有効な教育機会とはいえない。むしろ、別のテーマをまかされても片手間に終わり、双方にとって有益ではないと思われる。行政側の望む結果がでなければ、十分な成果が得られないというのは行政側のエゴである。 ○ 一から連携事業を考えるべき。市内の大学の学生でなく、九州大学の学生というのはどうか。税金ですべきことではない。 ○ 費用対効果からみて将来採算がとれる見通しがあるのか。 ○ 九州大学の研究費減を宗像市で負担する妥当性がない(市民にとって税の二重払い)メカブの成分分析→漁業者、道の駅？が費用負担すべき。イノシシ→中村大学？ ○ 産学官民の産が入っておらず、中途半端な事業内容と思います。大学と連携する意味も不明。 							

主な論点

- ・ 産業、市民との連携が見えないのではないか。
- ・ 単なる委託事業でいいのではないか。
- ・ 少し違う仕組みでやる必要があるのではないか。

対応方針

事業を廃止する。

【基本的な考え方】

○判定結果のとおり、産官学民連携事業としての枠組みは平成24年度から廃止とするが、九州大学との連携協定はそのまま継続する。

【改善・検討項目及び実施時期】

○大学との連携事業は、有効であるため、個別案件ごとに大学との協議や共同研究などは、これまでどおり実施する。

B-8	事業名	有害鳥獣駆除事業			所管課	農業振興課	
事業概要	対象	イノシシや鳥などにより、農作物被害を受ける農家、及び住宅地の住民。					
	目的	イノシシ、鳥などの有害鳥獣の捕獲、防除により、農作物被害等を減少させる。					
	事業内容 (手法・手段など)	有害鳥獣による農作物の被害や住宅への出没を防止するため、宗像市猟友会に委託し捕獲を行なっている。 また、イノシシの農地への侵入防止柵(電気柵)に対し助成を行ない、農業被害の防止を図っている。					
仕分け結果		区分	廃止	民間	国県広域	市(要改善)	市(現行どおり)
国県広域		市民判定人	0	0	6	3	6
		仕分け人	0	0	3	0	2
		計	0	0	9	3	8
判定結果と同じ判定をした仕分け人および市民判定人の判定シートコメント							
<ul style="list-style-type: none"> ○ やみくもに対策をうっても徒労に終わるだけ、早急に生息数調査を行い、捕獲目標を定め、捕獲に必要な人手と処分方法を検討し、計画する必要がある。その上で市域を超える計画が必要なら他の市町村と協力して実施してはどうか。鳥獣との共生は宗像市だけでは考えられない。 ○ 現実的には「市(現行どおり)」だが、抜本的には県ではなく、市町村連携で対応すべき。市のみでは対応困難。地島方式の推進が考えられる。特区による取り組みで。 ○ 生息調査をすべき→計画策定が必要。県・市(近隣)との連携が必要。 ○ ここまで急激に頭数が増えるということはイノシシの分母の頭数自体が増加しているのではなく、他の市町村から流入しているのではなかろうか。だとすると、宗像市でいくら狩ってもよそから入ってきては解決しようがないと思う。もっとまわりの自治体や県と協力することが必要だと思われる。 ○ 国県広域で実施する方が効率的。 ○ 森林も含めイノシシも鳥も安全に過ごせる自然環境、人も動物も共生できる宗像を目指してほしい。イノシシがこんなに出没する。他の動物たちも人の住むところへ出没する。その要因を調べてみる必要性を考える。 ○ 市県が連携して実施する。 							

主な論点

- ・ 生息数調査を実施すべきではないか。
- ・ 調査をもとに処分方法などの計画を策定すべきではないか。
- ・ 近隣との協力が必要ではないか。
- ・ 県との協力が必要ではないか。

対応方針

現行どおり事業を実施する。

【基本的な考え方】

○増加する有害鳥獣被害に対しては駆除が最も効果的であることから、宗像猟友会による駆除を継続するとともに、新たに市域を超えた駆除対策を検討する。また、有害鳥獣の効率的な駆除のため、鳥獣の生息調査の実施と広域的な被害対策を検討するように福岡県に働きかけを行う。

【改善・検討項目及び実施時期】

○隣接する福津市、宮若市と被害対策の連携を図るため宗像市・福津市・宮若市有害鳥獣対策広域連絡協議会を平成23年3月30日に設置した。

○平成23年度内に、捕獲後の固体処理を行なう施設の設置や広域的な駆除等の検討を行う。